

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針

当行は「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月公表）の精神を踏襲し、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めます。

事業資金の融資契約において以下のような要件が将来にわたって充足すると見込まれる時は、お客様の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、原則として経営者保証を求めません。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ・法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できる。
- ・法人から適時適切に財務情報が提供されている。
- ・経営者から十分な物的担保の提供がある。

また検討の結果、保証契約をいただく際には以下の点をご納得いただけるよう、丁寧に分かりやすい説明を行います。

- ・どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか。
- ・どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか。